

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年5月24日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田 英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【1】 のれん相当額の減損の兆候及び認識測定に関する判断の妥当性

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

会社は、グループ事業の拡大の取組の一環として、国内及び海外の生命保険会社及び資産運用会社への出資を行ってきている。

会計上は、これらの会社への出資時に、のれん相当額（持分法適用会社の連結上の投資簿価を含めて処理）が認識される場合があり、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、78,425百万円のものれん相当額が計上されている。これらののれん相当額は、連結財務諸表の作成方針4に記載されている方法により償却されるとともに、連結損益計算書の注記2に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。会社は、生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、企業価値評価額（Embedded Valueと新契約価値の合計）の会社持分相当額と当該出資の帳簿価額を比較することにより減損損失認識判定を行っている。その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、当該出資の帳簿価額を回収可能価額まで減額することになる。

インドネシアで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等のPT Sequisについては現地生命保険市場の伸長を前提として将来における高い成長を見込んで出資しており、のれん相当額は19,500百万円となっている。

連結損益計算書の注記2.③ロに記載の通り、PT Sequisの減損損失認識判定に使用した企業価値評価額に関して、新契約価値の基礎となる新契約獲得予測、Embedded Valueの基礎となる保険数理上の仮定である解約率及び保険事故発生率、並びに割引率についてはその見積りに不確実性を伴っている。また、新契約獲得予測はCOVID-19の感染状況から影響を受ける可能性があり、慎重な検討を必要とする。

また、インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の Reliance Nippon Life Insurance Company Limited（以下、「RNLI」）に関しては、のれん相当額は 36,494 百万円となっている。RNLI の企業価値は回復傾向にあるものの、合弁相手が現在の Reliance Capital Limited から変更される見込みであり、合弁相手の変更が将来の事業活動に一定の影響を与える可能性がある。事業内容や経営戦略の当初計画からの大幅な転換や、実質価額の大幅低下につながるような経営環境の著しい悪化またはその予兆等、将来的に RNLI の業績悪化をもたらす可能性のある減損の兆候の有無の判定については、経営者の重要な判断を伴う。

以上を踏まえて、PT Sequis に係るのれん相当額の減損の兆候及び認識測定に関する会社判断、及び RNLI に係るのれん相当額の減損の兆候に関する会社判断が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、PT Sequis に係るのれん相当額の減損の兆候及び認識測定に関する会社判断、及び RNLI に係るのれん相当額の減損の兆候に関する会社判断を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社が設定したのれん相当額についての減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する方針について、固定資産の減損に係る会計基準に照らして検討した。
- 会社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ 海外事業部門での減損の兆候判定及び当該投資の公正価値算定に関する確認・承認手続
 - ・ 審査部門での確認・承認手続

以上に加えて、PT Sequis については、会社が実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- ・ PT Sequis の子会社である PT Asuransi Jiwa Sequis Life（以下、「Sequis Life」）の取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 海外事業部門の役職者への質問
- ・ 過去の業績の趨勢分析及び出資時の想定と当期の実績値との比較

また、PT Sequis ののれん相当額の減損損失認識判定の妥当性を検討するにあたり、会社が使用した Sequis Life の企業価値評価額の構成要素である新契約価値と Embedded Value について、企業価値評価及び保険数理に関する内部専門家を利用して以下の検討を行った。

- ・ 新契約獲得予測に関する COVID-19 の収束時期の仮定の合理性について、所在国の環境に照らして検討

- COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や新契約獲得予測について、Sequis Life の経営者への質問
- 新契約獲得予測について、過去の新契約獲得実績及び市場環境に照らして趨勢分析
- 割引率の算定に用いた手法や数値について、海外事業部門の役職者への質問、及び市場環境や市場慣習との整合性の検討
- Embedded Value 算定に用いた保険数理に関する仮定である解約率及び保険事故発生率について、Sequis Life の保険数理人への質問
- Embedded Value が上記仮定に基づいて算定されているかについて、関連資料を閲覧して検討

RNLI については、会社の実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
- 海外事業部門の役職者への質問
- 過去の業績の趨勢分析及び追加出資時の事業計画と当期の実績値との比較
- 足元の経営環境、業績予測及び合弁相手の変更の状況について、RNLI の経営者への質問

【2】責任準備金計上の基礎となるシステムの信頼性及びに新商品及び既存商品の改定に係る責任準備金の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 68,547,902 百万円であり、負債総額の 85%を占めている。そのうち会社及び連結子法人である大樹生命保険株式会社（以下、「大樹生命」）の責任準備金は、それぞれ 58,677,803 百万円及び 6,504,259 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 95%を占めている。

連結貸借対照表注記 18. (1)に記載されている通り、会社及び大樹生命の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、保険業法第 4 条第 2 項第 4 号により内閣総理大臣への提出が定められている算出方法書に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎（予定死亡率、予定利率等）、並びに保険契約に関する年齢・性別・保険金などの属性データを用いて計算される。さらに、会社は中長期的な財務基盤の強化を目的として保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき追加で責任準備金を計上している。また、保険業法第 121 条第 1 項第 1 号に基づき保険計理人により保険契約に係る責任準備金が十分に積み立てられているかが確認される。

連結貸借対照表における負債の大部分を占める責任準備金の算定においては、IT システムへの依存度が高く、膨大なデータが取り扱われ、高度に自動化されている。責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制及び IT 全般統制（IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された業務処理統制が有効に機能することを支える統制）が適切に整備及び運用されていることが重要となる。また、これら責任準備金計算に係る内部統制の有効性を評価するためには、IT システム及び保険数理に関して相応の専門的な知識及び経験が必要となる。このことから責任準備金の計算に関するシステムの信頼性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

また、新商品及び既存商品の改定（以下、「新商品等」）に関連し、責任準備金計算プログラムの開発が行われシステムへの実装が行われるが、これらの実装後はシステムに基づき責任準備金が計算され続けることから、実装時に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品等に関する責任準備金の評価（正確性）を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、会社及び大樹生命における責任準備金の計算の基礎となるシステムの信頼性を検討するために、主に以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、IT に関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問及び関連文書の閲覧等により以下の検討を行った。
 - ・ 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に係るアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等の IT 全般統制の検討
 - ・ 決算日時点の責任準備金計算対象契約の判定及び当該契約に係る属性データの抽出に係る自動化された業務処理統制の検討
 - ・ 責任準備金計算対象契約の集約及び仕訳の基礎データ作成に係る自動化された業務処理統制の検討
- 算出方法書に従った責任準備金の算出に係る自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門の役職者への質問及び再計算により検討を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品等に係る責任準備金が正確に計算されているかどうかを検討するにあたり、保険数理に関する内部専門家を利用して、監査人による算出方法書に従った新商品等の責任準備金の再計算を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる手続も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が 2022 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数 15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社

持分法適用の関連法人数 15 社

主要な持分法適用の関連法人

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

2021年度（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,702,155	保険契約準備金	69,922,760
コ ー ル ロ ー ン	500,978	支 払 備 金	260,983
買 入 金 銭 債 権	290,646	責 任 準 備 金	68,547,902
有 価 証 券	73,373,626	社 員 配 当 準 備 金	1,060,577
貸 付 金	8,437,632	契 約 者 配 当 準 備 金	53,297
有 形 固 定 資 産	1,875,391	再 保 險 借 債	24,535
土 地	1,226,001	社 債	1,535,905
建 物	573,878	そ の 他 負 債	6,021,605
リ ー ス 資 産	6,052	役 員 賞 与 引 当 金	434
建 設 仮 勘 定	30,250	退 職 給 付 に 係 る 負 債	434,246
その他の有形固定資産	39,208	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	637
無 形 固 定 資 産	382,306	ポ イ ン ト 引 当 金	8,770
ソ フ ト ウ ェ ア	128,852	価 格 変 動 準 備 金	1,684,575
の れ ん	84,383	繰 延 税 金 負 債	523,390
リ ー ス 資 産	27	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	100,444
その他の無形固定資産	169,042	支 払 承 諾	71,612
再 保 險 貸	9,266	負 債 の 部 合 計	80,328,918
そ の 他 資 産	1,734,914	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,201	基 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	10,976	基 金 償 却 積 立 金	1,350,000
支 払 承 諾 見 返	71,612	再 評 価 積 立 金	651
貸 倒 引 当 金	△8,736	連 結 剰 余 金	740,576
		基 金 等 合 計	2,191,227
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,124,915
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△375,170
		土 地 再 評 価 差 額 金	△60,363
		為 替 換 算 調 整 勘 定	17,362
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,518
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,704,225
		新 株 予 約 権	1,671
		非 支 配 株 主 持 分	155,930
		純 資 産 の 部 合 計	8,053,054
資 産 の 部 合 計	88,381,973	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	88,381,973

(連結貸借対照表の注記)

1. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日、以下「時価算定会計基準」という)等を、当連結会計年度から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式(外国株式を含む)については、従来、連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当連結会計年度より、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。また、連結貸借対照表の注記第 22 項において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。
2. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険(40 年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 40 年以内の部分)
 - ② 拋出型企業年金(27 年以内)小区分(拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の 27 年以内の部分)
 - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分 1(2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分 2(2019 年 10 月 1 日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分 1(2015 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))

⑥一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))

(3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)

②終身がん保険・養老保険商品

③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品

④上記を除く円建一時払商品(ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)

⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険種類を除く)

⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品

(4) はなさく生命保険株式会社

全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。

4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(i) 建物

定額法により行っております。

(ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

(i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

(ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にとり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 1,603 百万円(担保・保証付債権に係る額 70 百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5 年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5 年 |
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)における特例的な取り扱いを適用しております。

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
17. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
18. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が596,186百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が596,186百万円減少しております。
- イ 当社
- 2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、3年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、当連結会計年度に一括して積み立てることとしております。また、当連結会計年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が586,606百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が586,606百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が9,579百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が9,579百万円減少しております。
- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	84,383 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	84,383 百万円
②のれん相当額	78,425 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,494 百万円
The TCW Group, Inc.	22,430 百万円
PT Sequis	19,500 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。

20. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえ、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	290,646	297,323	6,676
満期保有目的の債券	23,576	23,602	26
責任準備金対応債券	192,361	199,011	6,649
その他有価証券	74,708	74,708	-
有価証券(*3,*4)	72,530,185	74,851,433	2,321,247
売買目的有価証券	1,447,306	1,447,306	-
満期保有目的の債券	372,376	368,475	△3,900
責任準備金対応債券	30,031,350	32,321,676	2,290,325
子会社株式及び関連会社株式	40,648	75,471	34,822
その他有価証券	40,638,503	40,638,503	-
貸付金(*5)	8,431,736	8,578,827	147,090
保険約款貸付	501,293	501,293	-
一般貸付	7,930,443	8,077,533	147,090
金融派生商品(*6)	(920,898)	(920,898)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,562)	(8,562)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(912,335)	(912,335)	-
社債(*5,*7)	(1,535,905)	(1,536,327)	(422)
借入金(*7)	(843,436)	(842,760)	(△675)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3)非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、234,763百万円であります。

(*4)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第27項の経過措置を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は、608,678百万円であります。

(*5)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*6)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*7)社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△30,752百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	10,318	10,534	216
	公社債	39,613	39,865	252
	外国証券	194,855	196,841	1,986
	小計	244,787	247,242	2,454
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	13,257	13,068	△189
	公社債	22,109	21,992	△116
	外国証券	115,798	109,775	△6,022
	小計	151,164	144,836	△6,328
合計		395,952	392,078	△3,873

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	170,931	177,798	6,867
	公社債	19,600,472	22,402,255	2,801,782
	外国証券	621,333	653,136	31,802
	小計	20,392,738	23,233,190	2,840,452
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	21,430	21,212	△217
	公社債	8,932,730	8,446,578	△486,151
	外国証券	876,813	819,705	△57,107
	小計	9,830,974	9,287,496	△543,477
合計		30,223,712	32,520,687	2,296,975

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原 価を超えるもの	買入金銭債権	18,781	19,128	347
	公社債	2,627,839	2,810,682	182,842
	株式	3,618,428	9,451,133	5,832,705
	外国証券	14,356,455	17,370,509	3,014,053
	その他の証券	819,058	1,009,839	190,780
	小計	21,440,564	30,661,293	9,220,729
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原 価を超えないもの	買入金銭債権	56,508	55,580	△928
	公社債	1,008,754	980,015	△28,738
	株式	681,952	529,629	△152,322
	外国証券	6,409,337	6,085,205	△324,131
	その他の証券	2,487,140	2,401,487	△85,653
	小計	10,643,693	10,051,918	△591,774
合計		32,084,257	40,713,212	8,628,954

※市場価格のない株式等 63,528 百万円、組合等への出資残高 232,635 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、11,972 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
買入金銭債権	22,300	3,482	48,201	215,953
満期保有目的の債券	-	-	-	22,960
責任準備金対応債券	-	2,232	37,946	152,079
その他有価証券	22,300	1,250	10,254	40,912
有価証券	1,264,832	8,393,374	13,345,261	35,382,285
満期保有目的の債券	53,587	137,946	108,096	73,759
責任準備金対応債券	393,715	3,702,147	4,700,709	21,055,492
その他有価証券	817,529	4,553,280	8,536,455	14,253,034
貸付金(*1)	1,021,047	2,670,379	2,090,337	2,120,723
社債(*2)	-	-	-	1,510,305
借入金	29,856	82,129	1,450	730,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 8,054 百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	25,865	48,843	74,708
その他有価証券	-	25,865	48,843	74,708
有価証券(*)	19,226,301	11,493,584	579,733	31,299,619
売買目的有価証券	710,308	525,509	-	1,235,818
その他有価証券	18,515,992	10,968,074	579,733	30,063,801
公社債	1,992,294	1,798,404	-	3,790,698
国債	1,989,322	63,501	-	2,052,824
地方債	-	108,231	-	108,231
社債	2,971	1,626,671	-	1,629,642
株式	9,915,588	65,174	-	9,980,762
外国証券	6,604,783	9,104,496	579,510	16,288,790
公社債	6,227,733	9,046,077	579,510	15,853,322
株式等	377,049	58,418	-	435,467
その他の証券	3,326	-	222	3,549
金融派生商品	1,543	(923,505)	1,064	(920,898)
金利関連	(77)	(18,546)	116	(18,507)
通貨関連	-	(917,961)	-	(917,961)
その他	1,620	13,001	947	15,570

ロ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	222,614	222,614
満期保有目的の債券	-	-	23,602	23,602
責任準備金対応債券	-	-	199,011	199,011
有価証券(*)	28,104,580	4,596,756	63,168	32,764,505
満期保有目的の債券	22,395	286,669	59,411	368,475
公社債	2,582	59,276	-	61,858
外国証券	19,812	227,393	59,411	306,617
責任準備金対応債券	28,082,185	4,235,733	3,757	32,321,676
公社債	27,713,098	3,134,983	752	30,848,834
外国証券	369,087	1,100,749	3,004	1,472,841
子会社株式及び 関連会社株式	-	74,353	-	74,353
貸付金	-	-	8,578,827	8,578,827
保険約款貸付	-	-	501,293	501,293
一般貸付	-	-	8,077,533	8,077,533
社債	-	(1,510,104)	(26,222)	(1,536,327)
借入金	-	(719,324)	(123,436)	(842,760)

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 26 項の経過措置を適用し、投資信託は含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、10,787,120 百万円であります。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。また、投資信託は、公表されている基準価格等によって、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 26 項の経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル 3 に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に債券先物取引や株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル 2 の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル 3 の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連	金融派生商品 通貨関連	金融派生商品 その他
当連結会計年度期首残高	55,136	1,377,995	69	△3,697	5,198
当連結会計年度の損益	△705	13,423	△281	-	△143
純損益に計上(*1)	342	40,851	△281	-	△143
その他の包括利益に計上(*2)	△1,047	△27,428	-	-	-
購入、売却、発行および決済	△5,588	△219,727	328	-	637
レベル3の時価への振り替え(*3)	-	2,203	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え(*4)	-	△594,160	-	3,697	△4,744
当連結会計年度末残高	48,843	579,733	116	-	947
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益(*1)	-	12,606	△281	-	77

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(*3) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,293,227百万円、時価は1,766,342百万円であります。当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,089百万円であります。

24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は30,409百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,285百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は18,352百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は 1,771 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 1,603 百万円減少しております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,259,385 百万円であります。

26. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,442,281 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,046,832 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	283,608 百万円
ニ	利息による増加額	21,346 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,060,577 百万円

28. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	54,738 百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	14,290 百万円
ハ	利息による増加額	9 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	12,839 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高(イ-ロ+ハ+ニ)	53,297 百万円

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 730,000 百万円が含まれております。また、2022 年 5 月 10 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	1,300 億円
利率	2032 年 5 月 10 日まで 年 1.03% (固定金利) 2032 年 5 月 11 日以降 固定金利 (ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2052 年 5 月 10 日の 3 銀行営業日前 (2032 年 5 月 10 日およびその 5 年後ごとの当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

31. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 52,970 百万円、有価証券 4,227,136 百万円、土地 252 百万円、建物 38 百万円、リース契約等に係る債権 3,660 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 2,970,690 百万円であります。なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 2,662,125 百万円および売現先勘定 2,946,626 百万円をそれぞれ含んでおります。

32. 当連結会計年度に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

33. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

34. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 587,926 百万円であります。

35. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	567
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	0
----------	---

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権
付与対象者の区分および人数	代表取締役 1 名 従業員 84 名	代表取締役 1 名 従業員 137 名	代表取締役 1 名 従業員 157 名	代表取締役 1 名 従業員 156 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(*1)	普通株式 4,944,246 株	普通株式 4,598,135 株	普通株式 11,190,706 株	普通株式 18,081,008 株
付与日	2017 年 8 月 8 日	2018 年 4 月 25 日	2019 年 4 月 29 日	2019 年 7 月 29 日
権利確定条件	付与後毎年 25% 毎に 権利確定(*2)	付与後毎年 25% 毎に 権利確定	付与後毎年 25% 毎に 権利確定	付与後毎年 25% 毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで	付与日から権利確定条件を充足する日まで
権利行使期間	自 2018 年 8 月 8 日 至 2024 年 8 月 7 日	自 2019 年 4 月 25 日 至 2025 年 4 月 24 日	自 2020 年 4 月 29 日 至 2026 年 4 月 28 日	自 2020 年 7 月 29 日 至 2026 年 7 月 28 日

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権	2019年第4回 新株予約権
付与対象者の区分および 人数	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名	従業員 1名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(*1)	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株	普通株式 77,065株
付与日	2020年6月10日	2021年7月19日	2021年8月7日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権 利確定	付与後毎年25%毎に権 利確定	付与後毎年25%毎に権 利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで	付与日から権利確定条 件を充足する日まで
権利行使期間	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772	-	-
付与	-	-	-	-	-	5,430,538	77,065
失効	-	56,701	172,907	216,048	45,500	188,966	-
権利確定	888,544	906,607	2,567,534	4,132,684	112,299	-	-
未確定残	-	862,040	4,931,189	8,397,653	311,973	5,241,572	77,065
権利確定後							
前連結会計年度末	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	-	-	-
権利確定	888,544	906,607	2,567,534	4,132,684	112,299	-	-
権利行使	1,576,288	1,043,360	1,474,758	1,389,612	29,143	-	-
失効	-	-	-	-	1,782	-	-
未行使残	733,161	1,607,414	2,459,601	6,074,830	81,374	-	-

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71	389.28
行使時平均株価	383.33	390.62	376.87	395.18	401.42	-	-
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51	85.73	78.29

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited						
	2017年 第1回 新株予約権	2017年 第2回 新株予約権	2017年 第3回 新株予約権	2019年 第1回 新株予約権	2019年 第2回 新株予約権	2019年 第3回 新株予約権	2019年 第4回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%～ 20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%	12.92%
予想残存期間(*2)	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年	4.0年～ 5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%	2.01%
無リスク利子率(*4)	6.20%～ 6.34%	7.06%～ 7.15%	6.32%～ 6.55%	6.22%～ 6.45%	4.37%～ 4.88%	5.49%～ 5.99%	5.48%～ 5.98%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

36. 非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

当社は、2021年10月29日に、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社(以下「ニッセイ・ウェルス生命」という)の株式の約14.9%をマスマチュアル・インターナショナル・エルエルシーより取得し、100%子会社としております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
事業の内容 生命保険業

ロ 企業結合日

2021年10月1日(みなし取得日)

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得による100%子会社化

ニ 結合後企業の名称

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社は、当社グループの金融機関窓販事業基盤の一層の強化・拡充に向け、ニッセイ・ウェルス生命を100%子会社としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金による支出額 23,819百万円
取得原価 23,819百万円

④ 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

6,671 百万円

(2) ニッセイプラス少額短期保険株式会社

当社が 2021 年 4 月 30 日に設立したニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)は、2022 年 3 月 24 日に、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の認可および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が完了し、同日付で、ニッセイプラス少額短期保険株式会社(以下「ニッセイプラス」という)に商号を変更しております。

① 設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

② ニッセイプラスの概要

イ 社名	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	26 億円(資本準備金 13 億円含む)

③ 設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④ 議決権比率

100%

37. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 2,435,440 百万円であります。

38. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 402,310 百万円であります。

39. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 222,181 百万円であります。

40. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は 83,522 百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	690,695 百万円
ロ	勤務費用	29,735 百万円
ハ	利息費用	4,185 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	1,356 百万円
ホ	退職給付の支払額	△44,397 百万円
ヘ	その他	41 百万円
ト	期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	681,617 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	253,640 百万円
ロ	期待運用収益	3,606 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	3,580 百万円
ニ	事業主からの拠出額	6,741 百万円
ホ	退職給付の支払額	△18,258 百万円
ヘ	その他	33 百万円
ト	期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	249,343 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	739 百万円
ロ	退職給付費用	94 百万円
ハ	退職給付の支払額	△63 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	770 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	251,628 百万円
ロ	年金資産	△249,343 百万円
		2,284 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	430,759 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	433,044 百万円
ホ	退職給付に係る負債	434,246 百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△1,201 百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	433,044 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	29,733 百万円
ロ	利息費用	4,184 百万円
ハ	期待運用収益	△3,604 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,682 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	94 百万円
ト	その他	4 百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	33,775 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	6,906 百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	5,588 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	7,933 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△3,953 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	3,980 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	47.9%
ロ 現金及び預貯金	24.1%
ハ 外国証券	15.3%
ニ 国内債券	8.4%
ホ 国内株式	4.4%
ヘ その他	0.0%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.4%~7.0%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%~7.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,273百万円です。

42. (1) 繰延税金資産の総額は2,203,044百万円であり、繰延税金負債の総額は2,597,642百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は117,816百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,276,573百万円、価格変動準備金470,045百万円および繰延ヘッジ損益154,723百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,388,245百万円であります。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△12.8%であります。

43. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

44. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上しております。
- 当該修正共同保険式再保険に係る再保険借の当連結会計年度末残高は 15,572 百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は 843,174 百万円であります。

2021年度

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,356,872
保険料等収入	5,386,003
資産運用収益	2,695,935
利息及び配当金等収入	1,731,163
売買目的有価証券運用益	6,294
有価証券売却益	490,952
有価証券償還益	9,634
為替差益	413,614
貸倒引当金戻入額	1,573
その他運用収益	1,618
特別勘定資産運用益	41,083
その他経常収益	274,933
経常費用	7,821,428
保険金等支払金	4,629,816
保険金	1,227,849
年金	1,013,480
給付金	895,870
解約返戻金	1,171,107
その他の返戻金	209,897
再保険料	111,611
責任準備金等繰入額	1,645,246
支払準備金繰入額	19,626
責任準備金繰入額	1,604,264
社員配当金積立利息繰入額	21,346
契約者配当金積立利息繰入額	9
資産運用費用	386,404
支払利息	34,837
金銭の信託運用損	85
有価証券売却損	116,850
有価証券評価損	14,152
有価証券償還損	7,103
金融派生商品費用	128,642
貸付金償却	0
貸貸用不動産等減価償却費用	21,129
その他運用費用	63,603
事業費用	802,955
その他経常費用	357,005
経常利益	535,443
特別利益	18,439
固定資産等処分益	18,439
新株予約権戻入益	0
特別損失	103,971
固定資産等処分損失	5,186
減損損失	21,943
価格変動準備金繰入額	73,837
不動産圧縮損	4
社会厚生福祉事業助成金	3,000
契約者配当準備金繰入額	12,839
税金等調整前当期純剰余	437,072
法人税及び住民税等	199,647
法人税等調整額	△114,236
法人税等合計	85,411
当期純剰余	351,661
非支配株主に帰属する当期純剰余	4,901
親会社に帰属する当期純剰余	346,759

(連結損益計算書の注記)

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する PT Asuransi Jiwa Sequis Life が実質的な事業活動を行っていることから、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life を一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
- (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
- (iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額および、PT Sequis に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号)の第 109 項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 2.0~3.0%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という)と新契約価値の合計)を使用しております。EV とは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値や M&A における買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEV とは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャンネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額は、上記に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす将来の販売計画への影響期間を 2022 年までとする仮定を含んでおり、当該仮定に著しい変化が生じた場合は、のれん相当額に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物等	合計
賃貸用不動産等	10,303	1	4,172	14,476
遊休不動産等	3,135	-	4,331	7,466
合計	13,438	1	8,503	21,943

3. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)の修正共同保険式再保険に係る再保険収入 30,184 百万円が含まれており、この再保険収入には、出再責任準備金調整額(市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)を除く)16,043 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)△31,740 百万円が含まれております。

当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 31,070 百万円減少しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 剰 余	351,661
そ の 他 の 包 括 利 益	△815,365
その他有価証券評価差額金	△655,136
繰延ヘッジ損益	△212,470
為替換算調整勘定	35,120
退職給付に係る調整額	4,029
持分法適用会社に対する持分相当額	13,090
包 括 利 益	△463,704
親会社に係る包括利益	△460,546
非支配株主に係る包括利益	△3,157

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△437,561	
組替調整額	△462,503	△900,064
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△326,255	
組替調整額	30,237	△296,018
為替換算調整勘定：		
当期発生額	35,120	
組替調整額	—	35,120
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2,224	
組替調整額	3,364	5,588
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	12,500	
組替調整額	590	13,090
税効果調整前合計		△1,142,282
税効果額		326,917
その他の包括利益合計		△815,365

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位：百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	△900,064	244,928	△655,136
繰延ヘッジ損益	△296,018	83,547	△212,470
為替換算調整勘定	35,120	—	35,120
退職給付に係る調整額	5,588	△1,558	4,029
持分法適用会社に対する持分相当額	13,090	—	13,090
その他の包括利益合計	△1,142,282	326,917	△815,365

2021年度 (2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)	437,072	
賃貸用不動産等減価償却費	21,129	
減価償却費	76,299	
減損損失	21,943	
のれん償却額	4,496	
支払備金の増減額 (△は減少)	10,658	
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,612,939	
社員配当準備金積立利息繰入額	21,346	
契約者配当準備金積立利息繰入額	9	
契約者配当準備金繰入額	12,839	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,607	
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	837	
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△51	
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	73,837	
利息及び配当金等収入	△1,731,163	
金銭の信託運用損益 (△は益)	85	
有価証券関係損益 (△は益)	△362,481	
保険約款貸付関係損益 (△は益)	80,687	
金融派生商品関係損益 (△は益)	128,642	
支払利息	34,837	
為替差損益 (△は益)	△412,512	
有形固定資産関係損益 (△は益)	△11,245	
持分法による投資損益 (△は益)	△1,019	
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△41,083	
再保険貸の増減額 (△は増加)	18,019	
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	20,021	
再保険借の増減額 (△は減少)	16,075	
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△10,833	
その他	△52,015	
小 計	△32,235	
利息及び配当金等の受取額	1,711,402	
利息の支払額	△27,533	
社員配当金の支払額	△174,253	
契約者配当金の支払額	△14,290	
その他	△61,857	
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△168,521	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,232,711	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	284	
買入金銭債権の取得による支出	△14,190	
買入金銭債権の売却・償還による収入	42,507	
金銭の信託の減少による収入	49	
有価証券の取得による支出	△9,401,527	
有価証券の売却・償還による収入	7,432,601	
貸付けによる支出	△1,512,331	
貸付金の回収による収入	1,487,139	
金融派生商品の決済による収支 (純額)	△460,070	
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	1,448,058	
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	△12,329	
その他	△187,143	
資産運用活動計	△1,176,952	
(営業活動及び資産運用活動計)	(55,758)	
有形固定資産の取得による支出	△60,911	
有形固定資産の売却による収入	75,236	
その他	△44,998	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,207,626	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	291,350	
借入金の返済による支出	△186,514	
社債の発行による収入	138,793	
社債の償還による支出	△35,500	
基金の募集による収入	50,000	
基金の償却による支出	△50,000	
基金利息の支払額	△277	
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△23,819	
その他	△25,320	
財務活動によるキャッシュ・フロー	158,711	
現金及び現金同等物に係る換算差額	37,753	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	221,549	
現金及び現金同等物期首残高	2,322,833	
現金及び現金同等物期末残高	2,544,383	

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2021年度 〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△276,006	△276,006
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				346,759	346,759
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				2,916	2,916
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				7,608	7,608
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	50,000	-	31,001	81,001
当期末残高	100,000	1,350,000	651	740,576	2,191,227

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△276,006
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									346,759
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									2,916
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									7,608
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△642,353	△212,082	△2,916	43,136	3,992	△810,222	322	△34,616	△844,516
当期変動額合計	△642,353	△212,082	△2,916	43,136	3,992	△810,222	322	△34,616	△763,514
当期末残高	6,124,915	△375,170	△60,363	17,362	△2,518	5,704,225	1,671	155,930	8,053,054

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,671

内部統制報告書

2022年5月24日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長

清水 博

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第110条第2項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

以上